地籍調査による筆界案の作成公告

大船渡市立根町地域内の土地について、国土調査法(昭和26年法律第180号)による地籍調査を行い、地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号)第30条第1項の規定に基づき土地の筆界(境界)について当該土地の所有者等から確認を得て調査するところ、下記土地の所有者等の所在が明らかでない者があるため、同条5項の規定により筆界案を作成したので、同項の規定により公告する。

ついては、下記のとおり、筆界案を確認することができる者は公告期間内に筆界案について意見を申し出ることができ、公告期間内に申出がないときは筆界案を確認したものとして筆界の調査を行うものとする。

令和7年11月5日

大船渡市長 渕 上 清

記

- 1. 地籍調査作業規程準則第30条第5項に基づき調査を実施した土地の所在、地番 大船渡市立根町字中野44番11、44番12、124番
- 筆界案を確認できる場所
 大船渡市役所3階 農林水産部農林課
- 3. 筆界案を確認できる者 上記1の土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人
- 4. 筆界案を確認でき、意見を申し出ることができる期間 令和7年11月6日から令和7年11月25日まで なお、期間中の午前9時から正午までと午後1時から午後4時までとする。 ただし、閉庁日(土・日・祝日)を除く
- 筆界案の作成者
 大船渡市農林水産部農林課